

# 2019年度 第70回 山口県高等学校総合体育大会

(国体第9次予選)

申 込 締 切
5月8日(16:00)

- 1 主 催 山口県教育委員会 山口県高等学校体育連盟
- 2 日 時 2019年5月25日(土)～5月27日(月)
- 3 会 場 維新みらいふスタジアム(維新百年記念公園陸上競技場)
- 4 競技種目 《男子》・21種目 100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、110mH、400mH、3000mSC  
5000W、4×100mR、4×400mR 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳  
砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投、八種競技  
《女子》・20種目 100m、200m、400m、800m、1500m、3000m、100mH、400mH、5000mW  
4×100mR、4×400mR 走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、  
円盤投、ハンマー投、やり投、七種競技
5. 参加資格 及び注意 (1) 選手は学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。  
(2) 選手は山口県高等学校体育連盟に加入している学校の生徒であること。  
(3) 平成12年4月2日以後に生まれた者であること。(4月2日を起算とし、19歳未満の者)  
ただし、同一学年での出場は1回限りとする。  
(4) チームを編成する場合は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。  
(5) 転校後6カ月未満の者は参加を認めない。ただし、一家転住等やむを得ない場合は各都道府県体育連盟会長の承認を必要とする。  
(6) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。  
(7) 都道府県陸上競技協会を経て日本陸上競技連盟に登録された競技者であること。  
(8) 参加資格の特例  
ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。  
イ. 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。  
(9) 陸上競技場はオールウェザーなのでスパイクのピンは9mm以下のものを使用すること。  
ただし、走高跳・やり投は12mm以下とする。
6. 参加制限 (1) 各地区予選会において、**代表権**を得た者であること。  
(2) 1種目につき1校3名以内、リレーは1校1チームとし、1人3種目以内とする。(リレーは除く)  
地区予選会 山口県高体連陸上競技専門部委員会で全種目行うことに決定。(男女リレーは除く)  
各種目、男女とも6名を各地区より選出。・ただし、男女の混成競技については人数の制限はしない。尚、昨年度10傑ランク者と県新人8位入賞者は**出場権**を持つ。  
出場資格 イ. 代表権は個人の資格とする。(学校ではない)  
ロ. 代表権獲得者が辞退した場合は、次位者が繰り上がることができる。  
ハ. 出場権を持った者が出場できなくなった場合、棄権することができる。  
(必ず地区委員に連絡すること)  
ニ. リレーの出場権はすべての学校が有するものとする。  
ホ. リレーを含め、出場できる選手が一人もいない場合には、該当校から1名(男女それぞれ)1種目の出場を認める。



【大会参加資格の別途に定める規定】

1. 学校教育法 82 条の 2・83 条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会参加を認められた生徒であること。
2. 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア・全国高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ・参加を希望する専修学校及び各種学校にあつては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ・各学校にあつては都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ本大会への出場条件が満たされていること。
    - エ・各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
  - (2) 大会参加に際し守るべき条件
    - ア・山口県高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し・競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ・大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を請じておくこと。
    - ウ・大会参加に要する経費については、応分の負担をすること。